

ロールケージ製造者のロールケージ J A F 公認申請手続きに関する細則

1) 申請者の資格：

① J A F 登録団体

② F I A が定める当該年の安全ケージ公認規定（以下「公認規定」という。）の第 2 項に基づき以下の証明を J A F に提出し、承認を得ること。

- 使用する材質が出所を追跡することのできる証明書を有していること。
- 使用する溶接方法が堅実で均一な溶接を提供するものであり、試験機関のテストにより定期的に検査が行われていること。
- 監査可能な社内の品質基準と製造工程により作業され、これらが維持され、定期的に最新のものにされていること。

③ 代表する有資格技術者の登録

2) 対象車両：F I A および／または J A F 公認車両、あるいは J A F 登録車両

3) 申請条件：

① 公認規定 2.1) 「設計に関する規定」を満たすこと。

② 付則 J 項第 253 条 8.3.3) の要件に合致した鋼材を使用したロールケージに対しては、公認規定に基づく静荷重試験は不要であるが、公認規定 2.3.4) に基づく計算報告書（F I A 承認機関または当該自動車メーカーが実施、ロールケージ製造者の自社計算結果は認めない）を提出すること。

③ 付則 J 項第 253 条 8.3.3) の要件に合致しない鋼材を使用する場合には、公認規定 2.3) に基づく静荷重試験を F I A 承認試験機関において実施し、その報告書を提出すること。併せて F I A 承認試験機関による計算報告書を提出することとし、静荷重試験結果との相関が立証されたならば、次回以降の当該申請者からの公認申請に際しては、計算報告書の提出を以て静荷重試験に代えることができる。

4) 申請の審査と公認の発効：

モータースポーツ専門部会規定に基づきマニファクチャラーズ部会において審査される。申請者は原則として同部会に出席し説明を行わなければならない。

公認は、審査を行ったマニファクチャラーズ部会開催月の末日から有効となる。

5) 申請料：

自動車競技に関する申請・登録等手数料規定の「第 22 条 車両公認申請料」を適用する。